

## 空き家に関する補助制度のお知らせ

▷問い合わせ先＝住宅管理課空家等対策係(☎内線324)

### ■空き家改修工事補助金の 交付申請を受け付けます

空き家バンクを利用し購入または賃借した住宅の改修工事を、市内施工業者により行う場合、利活用の目的に応じて費用の一部を補助します。

▷対象工事＝全体の工事費が30万円以上で、令和5年2月末までに完了する工事

▷内容

#### ■1 公益性の高い事業用の場合

- ・対象者＝企業、地域団体、NPO法人など
- ・補助要件＝①事業計画書を提出すること②改修後3年間は事業を継続すること③市税などの滞納がないこと
- ・補助額＝対象工事費の2分の1(上限100万円)

#### ■2 居住用の場合

- ・対象者＝空き家を改修して居住する人(賃借の場合は所有者の同意が必要)
- ・補助要件＝①改修後3年間は居住すること②市税の滞納がないこと
- ・補助額＝対象工事費の2分の1(上限50万円)  
※ただし市外からの移住者は75万円)

▷受付開始日＝4月11日(月)

▷申込締切日＝12月28日(水)

▷注意点

- ・必要書類が全て揃った段階で受け付けます。
- ・工事契約や着手の前に申請する必要があります。
- ・予算がなくなり次第受け付けを終了します。



空き家バンク  
について

### ■危険空き家除却工事補助金の 事前調査申請を受け付けます

この補助金は、市内にある管理不全で周辺に悪影響を及ぼしている居住用の空き家を除却・解体する費用の一部を助成するものです。申請は「事前調査申請」と「本申請」の2つが必要で、今回は、対象となる空き家かを判定する「事前調査申請」を受け付けます。本申請の受け付けは、6月下旬に開始する予定です。

▷受付開始日＝4月11日(月)

▷対象となる空き家＝次の要件を全て満たすもの

- ・倒壊や、部材の落下・飛散の危険があるなど、一定の基準に該当するもの(現地調査で判定)
- ・1年以上使用されていないこと
- ・専用住宅または居住用部分が延床面積の2分の1以上の併用住宅

▷対象工事＝次の要件を全て満たすもの

- ・解体工事に関する建設業許可などを受けた市内事業者が請け負う工事
- ・空き家の全部を除却する工事で、令和5年2月末までに完了する工事

▷対象者＝空き家の所有者または相続人

▷補助要件＝①市税の滞納がないこと②対象空き家に共有者、複数の相続人がいる場合などは、全ての人から同意を得ること

▷補助額＝対象工事費の5分の4(上限50万円)

※家財道具の撤去、運搬、処分経費は対象外

虐待などの人権問題

#### ■相談員による一般相談も受け付けています

▷相談方法＝来所、電話、ファクス、Eメールのいずれか(来所の際は、事前に予約ください。ファクス、Eメールは随時受け付けています)。

▷受付時間

- ・月～水曜日・金曜日＝午前10時～午後3時(第3金曜日のぞく)
- ・木曜日＝午後3時～午後8時
- ・第3土曜日＝午前10時～午後3時

## 求職者資格取得支援助成金のお知らせ

▷申請先・問い合わせ先＝商工課労政係(☎内線111)

市は、求職者が指定する講習などを受講する際に、必要な経費の一部を助成します。

▷助成対象者＝次の全ての要件を満たす人

- ・市内在住の満18歳以上の人(在学中の人を除く)
- ・資格取得日時点で公共職業安定所に求職申し込みをしている人
- ・対象講習などを受講し、修了した人
- ・市税を滞納していない人

▷助成対象講習

足場の組立て等作業主任者技能講習、クレーン・フォークリフト・ショベルローダー運転技能講習、車両系建設機械運転技能講習、玉掛け技能講習、ガス溶接技能講習、介護職員研修、危険物取扱者など

▷助成金額

講習受講料など(テキスト代を除く)の2分の1に相当する額(1,000円未満切り捨て)  
※単年度につき、25,000円が上限

▷申請方法・期限

資格を取得した日から30日以内に、次の必要書類を提出してください。

- ①大船渡市求職者資格取得支援助成金交付申請書(様式第1号)
- ②公共職業安定所の発行するハローワークカードの写し
- ③資格の取得を証明するものの写し
- ④受講料などの領収書の写し
- ⑤大船渡市求職者資格取得支援助成金交付請求書(様式第2号)

※①と⑤の書類は、申請先および気仙管内の技能講習受講機関に備え付けているほか、市のホームページからダウンロードできます。  
※交付決定後、申請者が指定する口座に助成金を振り込みます。

▷その他

制度の詳細は、ホームページをご覧ください。

## 若者の就職を応援！「新規学卒者等就職奨励金」

▷申請先・問い合わせ先＝商工課労政係(☎内線111)

市は、市内の事業所に就職した新規学卒者などに、大船渡地域商品券を交付します。

▷交付対象＝就職した年度の4月1日現在の年齢が35歳未満であって、市内の事業所に「常用雇用者」として就職した新規学卒者、U・I・Jターン者

※過去に交付を受けた人は対象外

※「常用雇用者」とは、雇用保険の被保険者で、雇用期間の定めがない、または1年を超えて引き続き雇用が見込まれ、かつ1週間の所定労働時間が30時間以上で雇用された労働者

▷新規学卒者などの範囲

- 次のいずれかに該当する、市内在住の人
- ①新規学卒者＝中学校、高校、特別支援学校、大学(大学院、短期大学を含む)、高等専門学校または専修学校を卒業した日から翌々年の3月31日までの間に市内の事業所に就職した人
- ②Uターン者＝本市の出身者で、市外に転出し、

転出した日から1年以上経過した後に市内に転入した人で、転入した日から2年以内に市内の事業所に就職した人

③I・Jターン者＝本市以外の出身者で、市内に転入し、転入した日から2年以内に市内の事業所に就職した人

▷奨励金の額＝1人につき、商品券6万円分

▷申請期間＝雇用された日から6カ月経過後

【例】就職した日が4月1日の場合、10月1日から申請できます。

※就職した日から1年6カ月経過すると、申請ができなくなります。

▷申請方法＝申請書類に必要事項を明記の上、申請してください。申請書類は、市役所本庁商工課に備え付けているほか、市ホームページからダウンロードできます。制度の詳細は、ホームページをご覧ください。

## 岩手県障がい者110番相談室「無料弁護士相談」

▷申込先・問い合わせ先＝岩手県障がい者110番相談室(☎019-639-6533/☎019-637-7626)

▷Eメール＝soudan110@iwashin.or.jp

▷期日＝4月12日、5月10日、6月14日、7月12日、8月9日、9月13日、10月11日、11月8日、12月13日、1月10日、2月14日、3月14日

※毎月第2火曜日に開催

▷時間＝午前10時～午後3時

▷会場＝ふれあいランド岩手 第1相談室(盛岡市三本柳 8地割1番3号)

▷相談方法＝来所による対面相談です。

▷相談受付内容＝消費者被害、サラ金、相続、財産、成年後見などの法律相談、いじめ、差別、

(11) 広報大船渡 令和4年4月8日号(No. 1220)

▷問い合わせ＝市役所☎0192@3111